

平成27年度 第2回東大阪市中小企業振興会議

農業振興検討部会

次第

とき 平成28年1月26日(火) 午前10時
ところ クリエイターズプラザ3階 研修室C

1 開会

2 議事

- (1) 講演「都市農業振興基本法及び都市農業について～現状と課題」

講師 大阪府農業会議 浅井氏

- (2) 意見交換～本市農業について

【資料1～9】

- (3) 今後の部会の検討方向～農業振興施策について

- (4) その他

3 閉会

東大阪市の中小企業振興のフレーム

資料1

第2次総合計画 後期基本計画

将来都市像(平成32年)
「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」

【基本理念】

1. 人間尊重のまちづくり
2. 市民参加のまちづくり
3. 豊かさを創造するまちづくり

【施策の大綱】

1. 市民が主体となったまちづくり
2. 市民文化を育むまちづくり
3. 健康と市民福祉のまちづくり
4. 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり
5. 安全で住みよいまちづくり

第21節 モノづくりが元気なまち
1 モノづくり企業の高付加価値化を支援します
2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます
3 モノづくり企業の販路開拓を応援します
4 地域経済の連携、交流に取り組みます

第22節 買い物しやすいまち
1 特色ある商業集積地域づくりを支援します
2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します
3 地域資源の活用で集客力を強化します
4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます

第23節 農業と農地空間を大切にするまち
1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けます
2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信します
3 農業と農地空間の担い手を育てます
4 農地空間の持つ価値や機能を生かします
5 有害鳥獣被害への対策を進めます

第24節 産業活動にとって魅力のあるまち
1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます
2 金融面から産業活動を支援します
3 経済施策情報を取りやすく発信します
4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します

第25節 就雇が安定し、働きやすいまち
1 働きがいのある労働環境づくりを支援します
2 安心して働く労働環境づくりを支援します
3 若者の就業を応援します
4 就職に困っている人の雇用を促します
5 高年齢者の生きがい就労を応援します

部門別計画に基づく事業展開

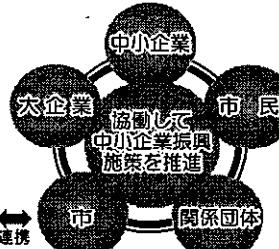


実施計画事業

東大阪市中小企業振興条例

中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにするとともに、本市が市内中小企業を重視し、中小企業振興を市政の重要な柱の一つとして位置づけ、中小企業振興に関する施策を総合的に推進

【基本理念】



【中小企業振興のための施策】

1. 産業集積の活性化及びネットワークの強化
2. 住工共生のまちづくり
3. 販路拡大
4. 経営資源の強化
5. 人材の育成・事業承継
6. 資金調達の円滑化
7. 創造的な事業活動の促進
8. グローバル化
9. 労働環境の整備
10. 情報発信

東大阪市中小企業振興会議

振興会議の設置(第10条)

事業者、市民、学識経験者、関係団体、行政等の幅広い関係者で構成

- ・振興条例の改廃に関する事項
- ・施策の実施等に関する事項
- ・中小企業の振興に係る重要事項
- …などについて議論

(振興条例)
地域経済を活性化し豊かで住みよいまちの実現

(総合計画後期基本計画)
活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

中小企業振興会議の進め方

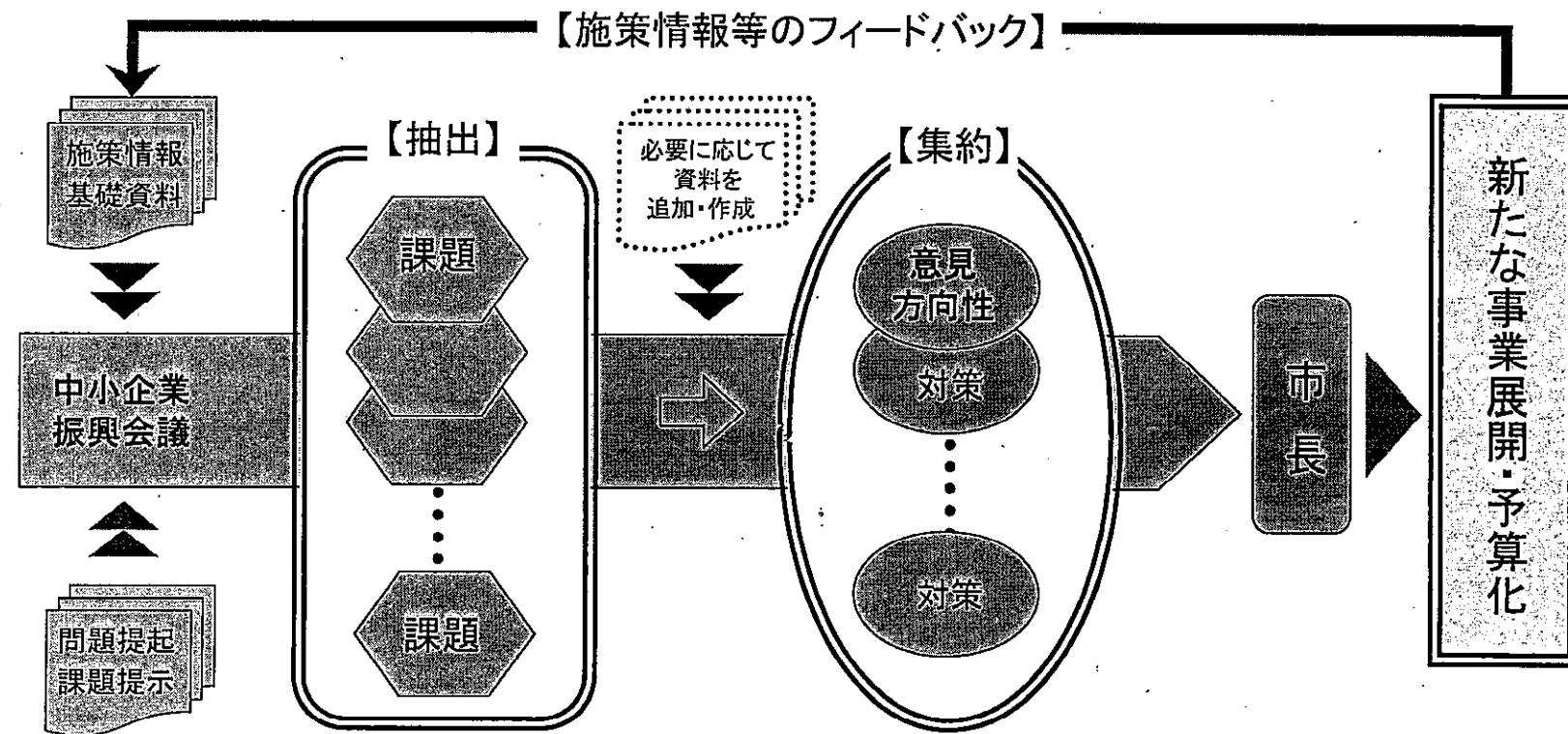
【H27～28年度】

資料2

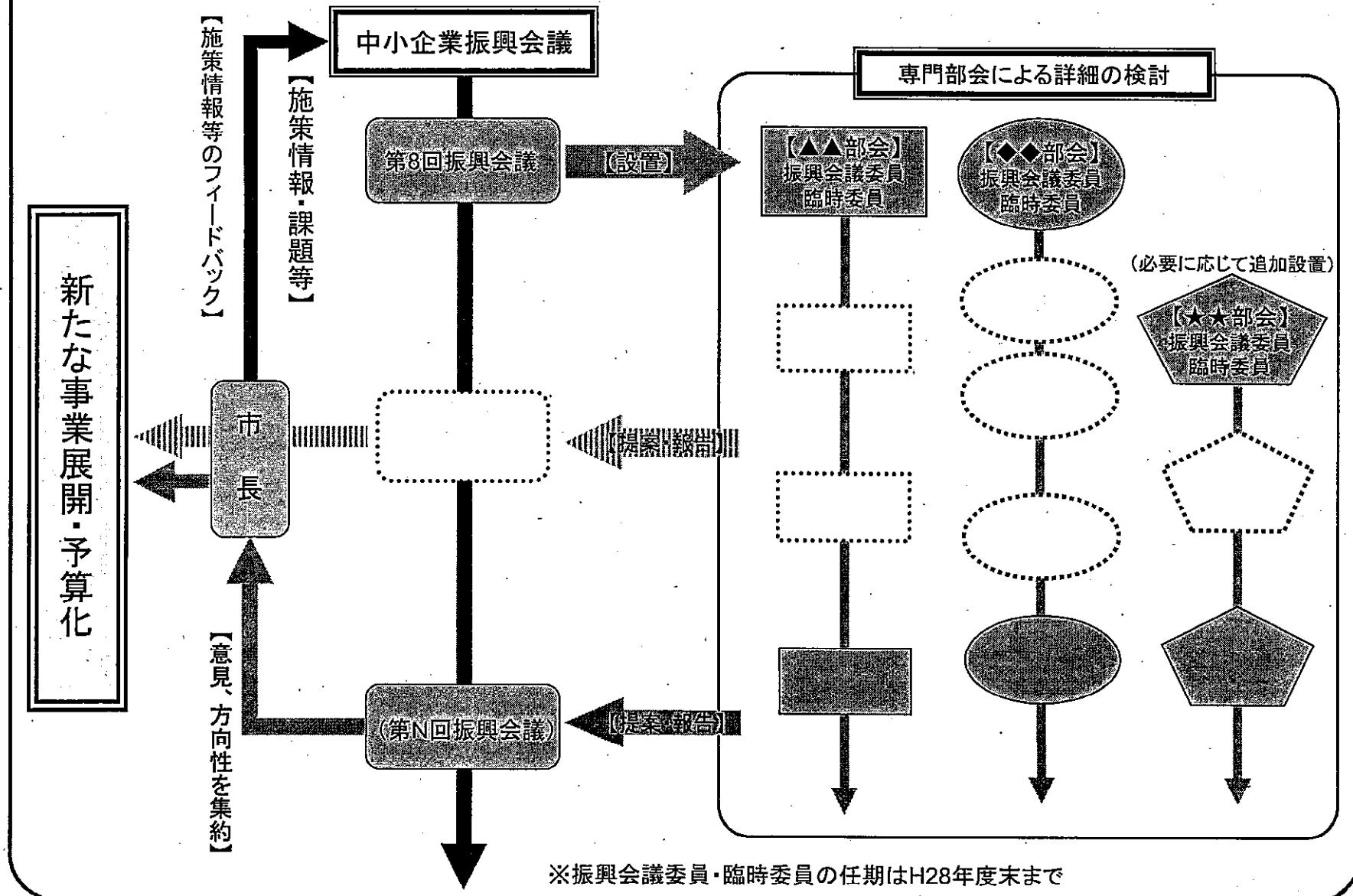
中小企業振興条例 中小企業の振興に関する施策の総合的な推進によって、地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちを実現

条例の改廃、施策の実施等に関する事項、その他の中小企業の振興に係る重要事項について審議 ⇒ 市長に意見

東大阪市の地域経済活性化について幅広い議論を展開
⇒ 学識経験者・有識者、事業者、関係団体、行政、公募市民により構成

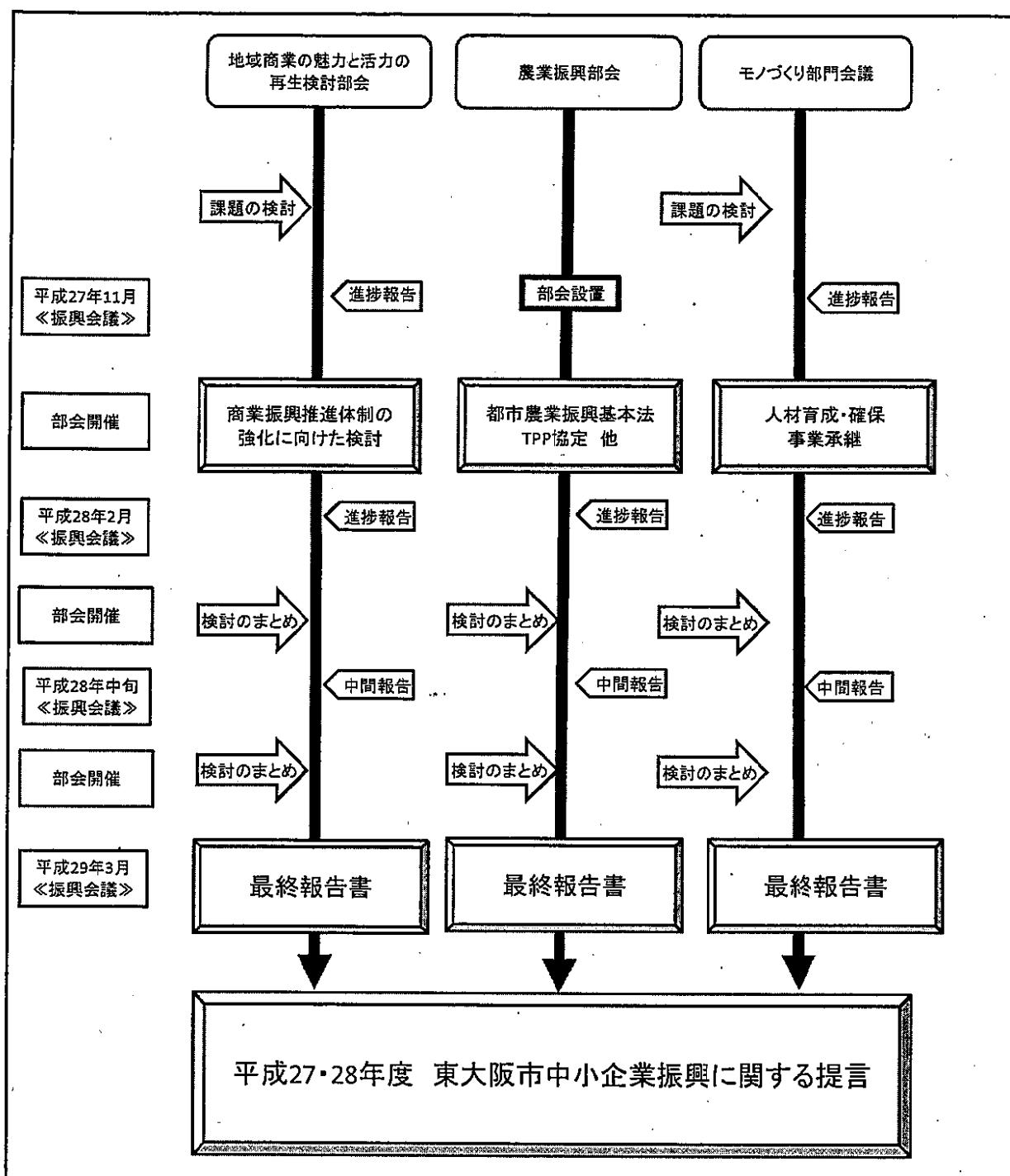


中小企業振興会議と専門部会の関係 【H27～28年度】



中小企業振興会議スケジュール

資料 3



東大阪市中小企業振興条例

縁豊かな生駒山のふもとに位置する本市のモノづくりの起源は古く、すでに弥生時代には、銅鐸や銅劍などの青銅器鑄物が盛んに造られていました。その歴史と経験に培われた情熱と技術は、大和川の付替えや新田開発などを経て、河内木綿産業や今に続く伸線産業などの地場産業を発展させ、およそ2,000年後の現代に受け継がれました。やがて本市には、多くの製造業が集積することとなり、それが商業、農業、建設業、運輸業その他の産業の活性化にも大きな影響を与えてきました。そして、本市は、我が国の経済の発展をも支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある「中小企業のまち」・「モノづくりのまち」として、全国的にも確固たる地位を築きあげてきました。

このように、小規模企業者を中心とする本市の中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。

本市が「夢と活力あふれる元気都市」として発展し続けるためには、中小企業者、大企業者、市民、関係団体そして市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、本市の中小企業の振興に総合的に取り組むことが必要不可欠です。

ここに、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、本市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業者を中心とした本市における中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、経済団体、金融機関、大学等、特定非営利活動法人その他の中小企業の振興に関する団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、大都市圏に立地する産業集積の拠点という本市の地域特性を生かした施策により推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、国、大阪府その他の公共団体（以下「国等」という。）との連携を図りながら、推進されなければならない。

(中小企業者の努力)

第4条 中小企業者は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成、従業員の福利厚生の充実等を図るとともに、第9条に定める施策（以下「施策」という。）を積極的に活用し、その推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者は、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちの実現に配慮するとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、地域社会の一員として、中小企業者との共存共栄のもとに、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の理解及び協力)

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、必要な調査を行い、施策を実施するものとする。

- 2 市は、中小企業の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、中小企業の振興に関し、国等との連携並びに中小企業者、大企業者、市民及び

関係団体の協働の推進に努めるものとする。

- 4 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業の振興に関する施策)

第9条 第1条に定める目的を達成するために、本市が総合的に推進すべき中小企業の振興に関する施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の産業集積を活性化し、ネットワークを強化するための施策
- (2) 中小企業者の操業環境を確保し、市民の住環境との調和を推進するための施策
- (3) 中小企業者の販路を拡大するための施策
- (4) 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- (5) 中小企業者の人材を育成し、事業承継を円滑化するための施策
- (6) 中小企業者の資金調達を円滑化するための施策
- (7) 中小企業者の創造的な事業活動を促進するための施策
- (8) 中小企業者のグローバル化を支援するための施策
- (9) 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- (10) 中小企業者の魅力等の情報を発信するための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(振興会議)

第10条 本市に、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- 2 振興会議は、この条例の改廃に関する事項、施策の実施等に関する事項その他の中小企業の振興に係る重要な事項を審議する。
- 3 振興会議は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(実施状況の公表等)

第11条 市長は、毎年度、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○東大阪市中小企業振興会議規則

平成25年3月31日東大阪市規則第61号

改正

平成27年3月27日規則第26号

東大阪市中小企業振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市中小企業振興条例（平成25年東大阪市条例第4号）第10条第4項の規定に基づき、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）の組織、運営その他振興会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 振興会議は、委員25人以内で組織する。

2 振興会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市内の中小企業者

(2) 学識経験者

(3) 公募に応じた者

(4) 本市の職員

(5) その他市長が適当と認める者

(委員及び臨時委員の任期)

第3条 委員の任期は、前条第3項の規定により委嘱され、又は任命された日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、振興会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 振興会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員

が、その職務を代理する。

- 6 振興会議は、部会の議決をもって振興会議の議決とすることができます。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「振興会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 振興会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 振興会議の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3項の規定による委嘱又は任命後最初の振興会議の招集及び会長が選出されるまでの間における振興会議の運営は、市長が行う。

附 則（平成27年3月27日規則第26号）

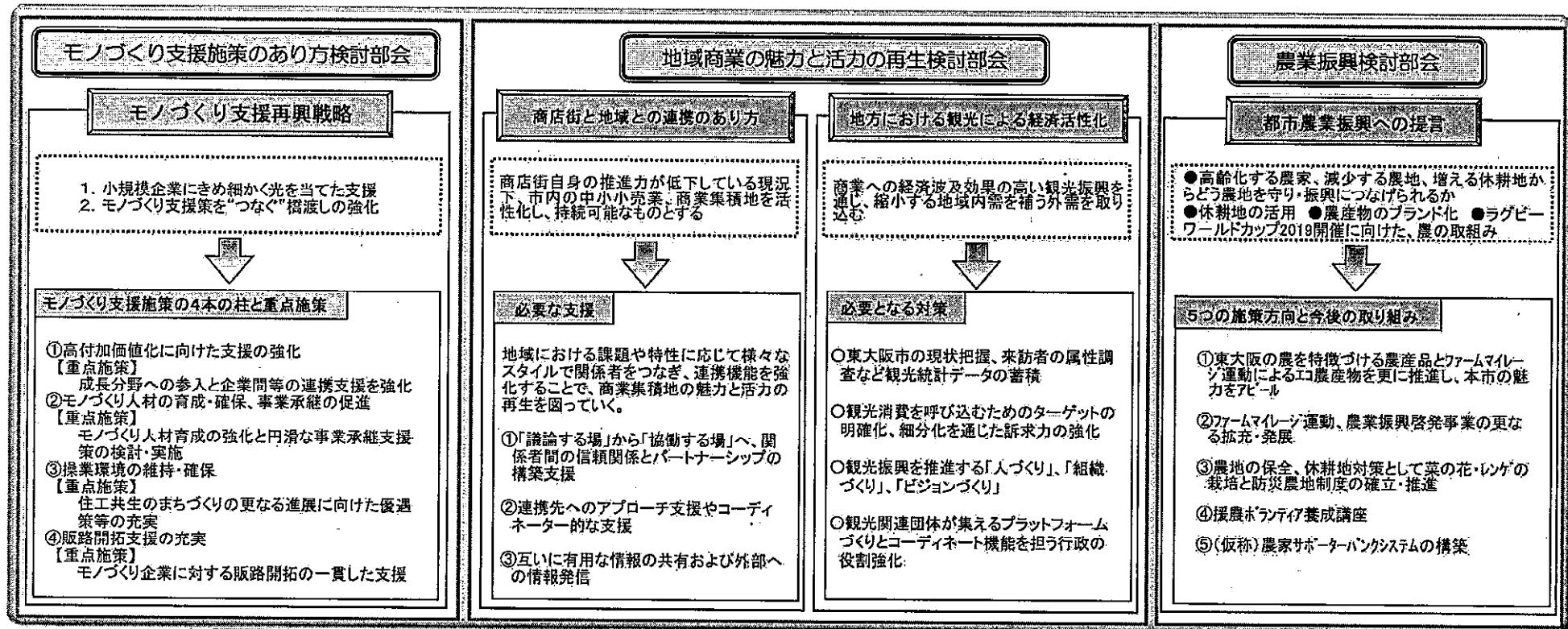
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱され、又は任命される委員の任期について適用し、同日前に委嘱され、又は任命された委員の任期については、なお従前の例による。

東大阪市の中小企業振興に関する提言

平成27年7月

東大阪市中小企業振興会議

平成27年度東大阪市中小企業振興会議～東大阪市の中小企業振興に関する提言（概要）



振興会議の提案にもとづく具体的な施策の構築・推進

「モノづくりが元気なまち」 「雇用が安定し働きやすいまち」 「買い物しやすい街」 「農業と農地空間を大切にするまち」

(中小企業振興条例)
地域経済を活性化し豊かで住みよいまちの実現

(総合計画後期基本計画)
活力ある産業社会を切り拓くまちづくりの実現

(東大阪市第2次総合計画 将来都市像)

「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」

都市農業振興への提言の概要

東大阪市の農業の現状と課題

東大阪市の農業は、水田を中心に、都市近郊という有利な立地条件を生かした軟弱野菜、施設園芸作物、花き等の栽培による収益性の高い農業経営と基幹作物である水稻栽培が混在し府・市民への生鮮農産物の供給と、緑地空間の提供という重要な役割を果たしている。

しかしながら、①土地区画整理事業の完了と都市化による、農地の急激な改廃の進行 ②それに伴う農作物の生育に適した農業用水確保の課題やごみの不法投棄、日照問題など、農業生産を取り巻く環境の悪化 ③農業後継者不足による担い手の減少など多くの問題を抱えている。

部会の議論で見えてきた課題

- ◆安全で安心できる農産物を求める消費者ニーズの高まり
- ◆農地面積は小規模なものが殆どで市内で細々と農業を営む
- ◆水利団体の維持管理・改修費用の応益負担は限界
- ◆少子高齢化の進行による就農者の高齢化や後継者の育成、農地の継承など構造的課題
- ◆生産者・市民・消費者が共になって地場農業を持続的に守り育てていくことを、目的とした支援等の事業の必要性

部会の主な検討テーマ

- 「高齢化する農家」、「減少する農地」、「増える休耕地」からどう農地を守り・振興につなげられるか
- 休耕地の活用
- 農産物のブランド化
- ラグビーワールドカップ2019開催に向けた農の取組み

5つの施策方向と今後の取り組み

- ◎東大阪の農を特徴づける農産品とファームマイレージ運動によるエコ農産物を更に推進し、本市の魅力をアピール
 - ・ラグビーワールドカップ2019開催に向け、ファームマイレージ運動の展開による市内エコ農産物を市のブランド拡充・充実
 - ・6次産業化の進展に向けた情報提供と支援
- ◎ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる拡充・発展
 - ・ファームマイレージ運動を知らない層への浸透度・認知度を高めるための、創意工夫ある周知・啓発活動
 - ・市民・消費者自らが、農に参加する志向を持ち、農業への関心・理解をより深め・高める事業の展開
- ◎農地の保全、休耕地対策として菜の花・レンゲの栽培と防災農地制度の確立・推進
 - ・災害時の避難空間として、農地が提供され、活用できる(仮称)防災農地制度の確立
 - ・休耕地での菜の花・レンゲの栽培と防災農地の登録をセットで申請された農家に対する補助金拡充などの施策の検討
- ◎援農ボランティア養成講座
 - ・市が確保した農地で、指導は農家や農協、青年農業者グループ、あるいは外部講師等に連携、委託
- ◎(仮称)農家サポーターバンクシステムの構築
 - ・作業技術レベル、希望作業などのサポーター情報と農家が求める作業内容等、双方の情報を「見える化」し農家を守り支援する

都市農業振興への提言

東大阪市中小企業振興会議

農業振興検討部会

目 次

はじめに

1 部会の議論で見えてきた課題	207
(1) 安全で安心できる農産物を求める消費者ニーズの高まり	
(2) 都市農業経営が抱える課題	
(3) 都市農業の振興を図るには	
2 部会での主な検討テーマと課題.....	208
(1) 高齢化する農家、減少する農地、増える休耕地から、同農地を守り、振興につなげられるか	
(2) 休耕地の活用について	
(3) 農産物のブランド化について	
(4) ラグビーワールドカップ2019開催に向けた、農の取組みについて	
3 5つの施策方向と今後の取り組みについて	209
(1) 東大阪の農を特徴づける農産品とファームマイレージ運動によるエコ農産物を更に推進し、本市の魅力をアピール	
(2) ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる拡充・発展	
(3) 農地の保全、休耕地対策として菜の花・レンゲの栽培と防災農地制度の確立・推進	
(4) 援農ボランティア養成講座	
(5) (仮称) 農家サポートバンクシステムの構築	
参考資料	213
資料1 東大阪市の農業に関する現状	
資料2 農政課の主な事業	
資料3 ファーム・マイレージ運動について	
資料4 「農業振興検討部会の進め方、検討テーマについて」	
農業振興検討部会の開催経過	
東大阪市中小企業振興会議 農業振興検討部会名簿	

はじめに

東大阪市は、大阪府のほぼ中央東端に位置し、東は生駒山系を境にして奈良県に、西は大阪市、南は八尾市、北は大東市に接している。本市の地形は東部の生駒山系と中西部の平坦部に大別することができる。また、本市の主要河川は東部を南から北に流れる恩智川や西部を北西に流れる第二寝屋川がある。

東大阪市の農業は、水田を中心に、都市近郊という有利な立地条件を生かした軟弱野菜、施設園芸作物、花き等の栽培による収益性の高い農業経営と基幹作物である水稻栽培が混在し府・市民への生鮮農産物の供給と、緑地空間の提供という重要な役割を果たしている。しかしながら、①土地区画整理事業の完了と都市化による、農地の急激な改廃の進行②それに伴う農作物の生育に適した農業用水確保の課題や、ごみの不法投棄、日照問題など、農業生産を取り巻く環境の悪化③農業後継者不足による担い手の減少など多くの問題を抱えている。

このような状況の下で本市農業振興のため、平成25年9月26日開催の東大阪市中小企業振興会議において、農業振興検討部会が設置され「農業振興施策」について検討を進めてきた。ここに部会の論議を整理し、東大阪市中小企業振興会議 農業振興検討部会における提案とするものである。

平成27年7月

東大阪市中小企業振興会議

農業振興検討部会

1. 部会の議論で見えてきた課題

(1) 安全で安心できる農産物を求める消費者ニーズの高まり

東大阪市においては、都市域のなかの農業という立地条件にあり、地元の新鮮で安全・安心な農産物を市民・消費者に提供でき、農地は貴重な緑地・防災空間機能など、市民の農業への期待は高いものがある。部会の議論では、市民の目線からみた課題や期待などから、検討を行い、

- ・休耕地の活用～以前に休耕地の様にみえる農地で、菜の花を栽培し油の収穫から廃油キャンドルづくりを体験したが、この様な有効利用はできないか
- ・菜の花のブランド化～司馬遼太郎の「菜の花忌」と繋げ、菜の花を本市の観光資源化にできないか、あるいは付加価値の高い農産物などの特産品はつくれないかといった意見も示された。

現在、東大阪市も参画する東大阪市農業振興啓発協議会が「ファームマイレージ」運動に取り組み、「消費者が安心できるエコ農産物の生産推進を行い、市民・消費者に提供し、安全なエコ農産物の優先的な消費を促し、場合によっては生産者と消費者が交流する」事業を展開しており、継続・推進する必要がある。

(2) 都市農業経営が抱える課題

東大阪市における農業は、現在は消費地の中に点在する存在となっており、技術力・生産意欲が高いものの、農地面積も小規模なものが殆どであり、市内で細々と農業を行う状況になっている。また、昭和40年代に都市化の進行により、整備された農業用水利施設を始めとする農業生産基盤施設については、交通車両の大型化、地盤沈下、経年劣化による損傷、農地が点在、農家が減少する中で水利団体の維持管理・改修費用の応益負担には限界がある状況を迎えている。

全国的な人口減少、少子高齢化が進むなかで、本市農業も就農者の高齢化や後継者の育成、農地の継承など、構造的課題を抱えている。とりわけ都市農業においては農地を維持・継承していく上で、相続による農地の細分化、相続税納税のための物納、さらには、固定資産税などの税負担への対応は、都市農家が抱える課題となっている。

このような状況の下、農業を守り・育てる施策・事業の展開が求められるところであり、貸農園、防災農地など、緑の農空間、多面的機能の維持・保全に繋がる施策が求められている。

(3) 都市農業の振興を図るには

こういった生産者と消費者を繋ぎ、生産者には消費者ニーズにタイムリーに対応できる環境を創りだし、市民・消費者には本市農業への意識・関心を高めてもらう、食育関係の事業との連携も大切にしながら、生産者・市民・消費者が共になって地場農業を持続的に守り育てていくことを、目的とした支援等の事業が必要であると考える。

2. 部会での主な検討テーマと課題

(1) 高齢化する農家、減少する農地、増える休耕地から、どう農地を守り・振興につなげられるか

【テーマ】

援農システムについて

【課題】

他市の例をみると農家と援農側のマッチングが非常に難しく、有効に維持されているところ、効果がでている状況にはないのではないか

また、農地をとりまく制度により制限もされる

【テーマ】

貸農園・福祉農園の多面的な市民利用について

【課題】

①農地をとりまく制度により制限される②日常の管理や栽培技術の指導などを担える体制がない状況にある

【テーマ】

農家側、市民・消費者側の双方が農作業に関わる支援を利用・参加できるシステムの構築

【課題】

農家の高齢化が進み、都市部の農地を取り巻く環境・制度が農業の持続性に制限がかかる状況の中で、市民・消費者にとって、農業の大切さ・重要性を認識し、生産者と共に、農を支える仕組みづくりが、今の都市農業には求められている。その一方で、援農システムについては、すでに他市や府で取組まれた例があるが、両者のマッチングの困難さを抱え、システムの継続・維持面でも運営上の負担・難しさがあり、成果もでにくい状況にある。

農家 ⇒ 援けて欲しいが、お金は払えない

市民・消費者 ⇒ 楽しく作業したい

*栽培に関する技術と知識があり、農家の立場と気持ちを汲める人材が望まれる

*生産者、援農者がお互いに顔が見えるようなシステムが望まれる

*運営組織のあり方等、検討課題はある中で、今後の起点となる施策の試験的な取組み

(2) 休耕地の活用について

【テーマ】

休耕地の様にみえる農地で、市民グループが農地を借りて、菜の花栽培→菜種油の収穫→廃油キャンドル作りなど、環境保全に配慮した事業が出来ないか

【課題】

農家側で貸し出しの意向をもつ農家がない

- ①知らない人には中々貸したがらない
- ②農の栽培について知らない人が利用すると農地が荒れてしまう
- ③農地をとりまく制度により貸せない

(3) 農産物のブランド化について

【テーマ】

司馬遼太郎の「菜の花忌」と繋げて、菜の花を本市のブランドに出来ないか
何か特産品はできないか

【課題】

- ①ブランドは歴史的・地域的なものであり上から作るものではないのではないか
- ②本市の農業の特色として 20~30a 規模の小規模農家が多く、少量多品目栽培が特徴であり、特定の産地として位置付けが困難
- ③ファームマイレージ運動の浸透によりエコ栽培農家の件数が府下でトップにある
もと、エコ農産物が本市の地域ブランドとして定着を進めている

(4) ラグビーワールドカップ 2019 開催に向けた、農の取組みについて

【テーマ】

ラグビーワールドカップの誘致が決定し、開催に合わせて、本市の農の魅力を内外にアピールしていくける事業は出来ないか

【課題】

農産物直売施設を設けるとなれば、建設費、運営主体や、出荷農産物の確保、採算性などの課題がある

3. 5つの施策方向と今後の取り組みについて

この間の議論を踏まえ、5つの施策方向と、今後市が取り組むべき事業について以下のように提案する。

(1) 東大阪の農を特徴づける農産品とファームマイレージ運動によるエコ農産物を更に推進し、本市の魅力をアピール

【意義・目的】

ラグビーワールドカップ 2019 が開催されることに合せ、現在、本市が取組むファームマイレージ運動・エコ農産物栽培の推進を更に高め、本市の農の魅力を内外に発信する事業を推進する必要がある。

【事業案】

○ラグビーワールドカップ 2019 開催に向け、東大阪市の農産品として、ファームマイレージ運動の展開による、エコ農産物を市のブランドとしての更なる拡充・充実と 6 次産業化の進展に向けた情報提供と支援。

○ファームマイレージ運動・エコ農産物を地域ブランドとして、より高め、生産者と市民が共に、都市農業への理解と関心をひろめ、農の魅力を内外に発信する場として、「道の駅」的な農産物販売施設設置の検討。

(2) ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる拡充・発展

【意義・目的】

市内における農業は、かつては都市に出荷するための産地として存在していたが、現在は都市部の中に点在する存在となり、市場との繋がりも薄れ、技術力・生産意欲が高いものの小規模な農業を行う状況になっている。そういった中で、平成 21 年のファームマイレージ運動始動により、地元の農産物をその地域の人が購買・消費し、市内農業への意識を高め、生産者と共に地場農業を守っていく取組は、大阪エコ農産物の栽培認証件数が府下で 1 位を占める様に、非常に有効で成果が見られる。

また、本市の農業振興啓発協議会が取組む、農業振興啓発事業では、子供・保護者を対象とした、食育の実践となる農業体験事業や、大人向けの農業体験プログラムの取組みなど、都市農業に理解と関心を高めるものとなっている。

これらの事業を柱に、今後は、市民・消費者への本市農業への理解と周知を、より広め、高める事業の構築が求められる。

【事業案】

○JA の直売所・朝市と関わりの少ない市民・消費者においては、地元の農産物が買える場所があること、ファームマイレージ運動の取組みそのものを知らない層であり、浸透度・認知度を高めるための、創意工夫ある周知・啓発活動などの取組み。

○消費者として、ファームマイレージ運動に参加する市民を対象に、エコ農産物収穫体験事業などの継続・推進により、市民・消費者自らが、農に参加する志向をもつ様な、本市農業への関心・理解をより深め・高める事業の展開。

(3) 農地の保全、休耕地対策として菜の花・レンゲの栽培と防災農地制度の確立・推進

【意義・目的】

農空間は景観、防災、環境などの多面的な機能を有する貴重な存在であり、農地の保全、休耕地の様に見える農地の景観形成をめざすとともに、災害時の避難空間、仮設住宅・資材置き場として使用できる防災農地を広める必要がある。

【事業案】

○災害時の避難空間として、農地が提供され、活用できる（仮称）防災農地制度の

確立。

○(仮称)防災農地制度を推進するための施策として、現在、農政課が実施する「ファーム花いっぱい咲かそう運動(平成26年度までの事業名「花とみどりいっぱい運動」)」の補助金交付事業と連動して、休耕地の様に見える農地などへの、菜の花・レンゲの栽培と、防災農地の登録をセットで申請された農家には、補助金交付基準を拡充するなどの施策の検討。

(4) 援農ボランティア養成講座

【意義・目的】

貸農園・福祉農園での栽培規模では満足できない層や、本格的な農業に参加したい層の市民には、農業に参加したい・携わりたいというニーズは高いものがある。

農家サイドからすれば、援農サポーターの技術レベルは、実際の農地で栽培を行える、農家の要請に応えられるレベルを必要としている。

また、農家、市民・消費者双方が農作業に関わる支援を利用・参加できるシステムを構築した場合、その活用がより有効なものにするためには、農家への支援を希望する農家サポーターの技術レベルの向上が不可欠であり、そのための講座を開設することにより、援農希望者の育成を図る必要がある。

【事業案】

○市が確保した農地で、指導は農家や農協、青年農業者グループ、あるいは外部講師等と連携した養成講座の実施。

(5) (仮称) 農家ソーター銀行システムの構築

【意義・目的】

農業の大切さや、農に関心・理解を示す市民・消費者や、貸農園・福祉農園経験者の、「農家・農業を支援したい、農に参加・協力したい」との思いは貴重であり、食農教育とも併せ、大切に育成していく必要がある。

高齢化やケガ・病気により定植時期、収穫時期、出荷時期等に農作業が困難になる農家が増加するもと、都市農業に関心があり農家の手助けをしたい市民・消費者との双方が、(仮称) ソーター銀行に登録し、有効に農家を支援するシステムの構築により、生産者と市民・消費者が農に携わり、農地を守り・農を育てる施策が今後、重要である。

【事業案】

○実際に手助け出来る人・団体に、作業技術レベル、希望作業などの、ソーター情報を登録してもらい、サービスを希望する農家は、作業内容等の農家情報を登録することにより、双方が情報を「見える化」し、この双方の「見える化」情報登録システムを有効に活用することにより、農家を守り支援することに繋げるシステムの構築。

平成27年度

東大阪市中小企業振興会議
農業振興検討部会資料

平成28年1月

経済部 農政課

	ページ
1 農地の現状	…1
2 農家数と農業者の現状	…2
3 経営耕地面積、市街化区域・市街化調整区域、貸農園・福祉農園	…3
4 大阪エコ農産物認証制度	…4
5 食育・食農教育の推進	…4
6 農の講習会	…5
7 農協主催の料理教室	…5
8 平成26・27年度農政課予算比較表	…6
9 ファーム・マイレージについて	…7
10 フレッシュクラブにおけるエコ農産物売上状況	…8
11 都市農業活性化補助金制度について	…9
12 花とみどりいっぱい運動について	…10
13 品評会及び農業優良表彰	…11
14 農業振興啓発協議会の取組み	…12, 13
15 有害鳥獣捕獲対策について	…14

1 農地の現状

本市の農地

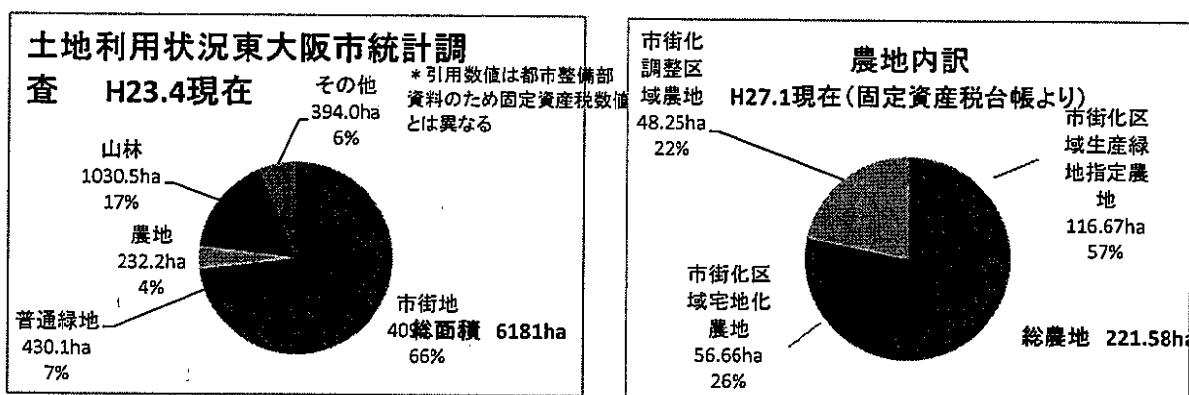
本市の農地面積は、固定資産税台帳では222haで市面積6181haの3.6パーセントにすぎない。

その農地面積のうち77.9パーセント、173haが市街化区域内の耕作地である。市街化区域は都市計画上、市街化を促進すべき土地とされている。

また、市街化調整区域における農地は48ha（農地面積の21.6パーセント）で、都市計画法による市街化調整区域は、農林漁業建築物以外の開発行為が原則禁止され、優良な農地として保存すべき土地とされている。

本市における市街化調整区域内農地は、主に池島、横小路、善根寺、東豊浦地区である。

市街化区域内の生産緑地面積は約117haで東大阪市農地面積の概ね半分を生産緑地が占める状態となっている。



農地面積調べ(現況面積)

固定資産台帳より
市面積H27.5.19変更 6,178 ha (61.78km²) 従来 6,181 ha
平成27年 農地 約 222ha H27.1.1

農地の区分	田		畠		合計		面積割合
	筆数	面積m ²	筆数	面積m ²	筆数	面積m ²	
市街化区域 宅地化農地	300	154,862	1,441	411,765	1,741	566,627	0.92%
生産緑地指定農地	879	634,502	1,015	532,149	1,894	1,166,650	1.89%
市街化調整区域農地	497	247,949	600	234,569	1,097	482,519	0.78%
合 計	1,676	1,037,313	3,056	1,178,483	4,732	2,215,796	3.58%

平成26年

農地 約 234ha H26.1.1

農地の区分	田		畠		合計		面積割合
	筆数	面積m ²	筆数	面積m ²	筆数	面積m ²	
市街化区域 宅地化農地	736	287,535	1,112	320,367	1,848	607,903	0.98%
生産緑地指定農地	1,169	767,099	740	416,322	1,909	1,183,421	1.91%
市街化調整区域農地	1,015	416,594	378	136,525	1,393	553,119	0.89%
合 計	2,920	1,471,228	2,230	873,214	5,150	2,344,443	3.79%

平成25年

農地 約 239ha H25.1.1

農地の区分	田		畠		合計		面積割合
	筆数	面積m ²	筆数	面積m ²	筆数	面積m ²	
市街化区域 宅地化農地	768	298,291	1,136	329,993	1,904	628,284	1.02%
生産緑地指定農地	1,188	779,077	756	424,541	1,944	1,203,617	1.95%
市街化調整区域農地	1,018	418,127	380	138,422	1,398	556,549	0.90%
合 計	2,974	1,495,495	2,272	892,956	5,246	2,388,451	3.86%

平成22年

農地 約 250ha H22.1.1

農地の区分	田		畠		合計		面積割合
	筆数	面積m ²	筆数	面積m ²	筆数	面積m ²	
市街化区域 宅地化農地	875	353,360	1,189	351,768	2,064	705,128	1.14%
生産緑地指定農地	1,222	792,342	798	439,439	2,020	1,231,781	1.99%
市街化調整区域農地	1,027	427,441	369	135,258	1,396	562,699	0.91%
合 計	3,124	1,573,143	2,356	926,465	5,480	2,499,608	4.04%

2 農家数と農業者の現状

昭和55年の総農家数は、2149戸（専業農家は122戸）、30年後の平成22年には、総農家数が689戸、専業農家にいたっては69戸であり、自給的農家が農家数の72パーセントを占めている。

農家数及び農業就業人口の推移

農業センサス年	総農家数(戸)	自給的農家(戸)	販売農家(戸)	専業農家(戸)	世帯員数(人)
昭和55年	2,149	—	—	122	8,562
昭和60年	1,698	—	—	104	7,811
平成2年	1,366	—	—	205	6,371
平成7年	954	—	—	97	4,318
平成12年	821	507	312	38	3,722
平成17年	753	533	220	42	2,733
平成22年	689	497	192	69	未調査

* 2010農業センサスから、農家人口の集計がなくなり、販売農家の集計になっている。

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が調査期日前1年間で50万円未満である農家をいう。

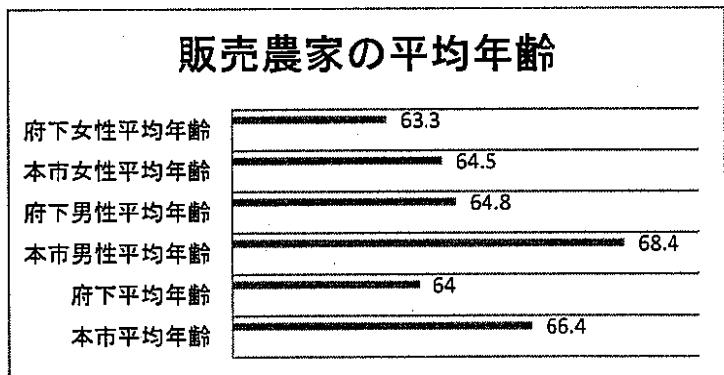
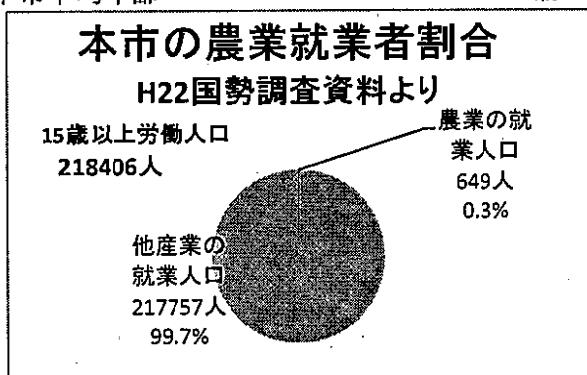
販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

専業農家：世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。

（農家とは）調査期日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。

本市の15歳以上の労働力人口	218406人	100%
農業の就業人口	649人	0.30%
他産業の就業人口	217757人	99.70%
本市人口	504911人	
本市平均年齢	43.91歳	

平成22年国勢調査(2010年)
平成22.12月末:住民基本台帳、外国人登録



販売農家（192戸）の就業人口	328人	本市平均年齢	66.4
男性	175人	府下平均年齢	64
女性	153人	本市男性平均年齢	68.4
		府下男性平均年齢	64.8
		本市女性平均年齢	64.5
		府下女性平均年齢	63.3

2010農業センサスより

3 経営耕地面積、市街化区域、貸農園・福祉農園

*経営耕地面積(2010年農林業センサス) 農林業経営体(基準規定あり)の経営面積をいい、自作地と借入耕地を加えたもの(貸付耕地と耕作放棄地を除く)をいう。

1a=100m²

総経営耕地面積	水田	畠		
		普通畠	樹園地	計
10,152 a	7,471 a	2,511 a	170 a	2,681 a

(自給的農家は含まない)

市街化区域及び市街化調整区域

H27.5.19現在

名称	位置	面積(ha)	比率(%)
市街化区域	市街化調整区域を除く全域	約 4,981	80.6
市街化調整区域	善根寺町1丁目、6丁目、日下町1丁目、8丁目、上石切町2丁目、山手町、東豊浦町、出雲井町、五条町、客坊町、上四条町、上六万寺町、六万寺町1丁目、横小路町1~6丁目、池島町3丁目・4丁目・8丁目の各一部、池島町5~7丁目の全部	約 1,197	19.4

貸し農園・福祉農園

①貸し農園

平成25年2月現在

JA別	箇所数	経営規模	1区画当たり面積	利用料金
JAグリーン	48	25,489m ²	4~112m ²	6,000~60,000円
JA大阪中河内	4	5,228m ²	20m ²	19,000円

平成21年8月調べ(23.8時点 変更なし)

JA別	箇所数	経営規模	1区画当たり面積	利用料金
JAグリーン	42	24,761m ²	50~40m ²	4,000~72,000円
JA大阪中河内	2	5,746m ²	20m ²	19,000円

②福祉農園

平成27年11月現在

地区	農園数	区画数	土地面積m ²	備考
東	5	242	4408. 23	1区画は約10m ²
中	6	218	3898. 53	
西	15	575	11790. 37	
合計	26	1035	20097. 13	

平成26年9月現在

地区	農園数	区画数	土地面積m ²	備考
東	5	242	4408. 23	1区画は約10m ²
中	6	240	4386. 53	
西	11	497	9916. 77	
合計	22	979	18711. 53	

平成25年11月1日現在

地区	農園数	区画数	土地面積m ²	備考
東	5	244	4407. 55	1区画は約10m ²
中	6	240	4432. 53	
西	11	485	9446. 77	
合計	22	969	18286. 85	

平成21年8月調べ

地区	農園数	区画数	備考
東	4	343	
中	5	215	
西	6	277	1区画は約10m ²
合計	15	835	

4 大阪エコ農産物認証制度

大阪エコ農産物認証制度は、安心できる農産物を求める府民の声に応え、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援するため、平成13年12月に発足しました。

この制度は、農薬の使用回数、化学肥料(チッソ・リン酸)の使用量が府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、その基準を満たす農産物を大阪エコ農産物として府が認証するものです。認証された農産物は認証マークを表示して販売されます。

平成27年9月現在、府内39市町村において、4,350件(生産者1,148名、面積約527.8ha)が認証されています。

安心・安全の農産物＝エコ農産物申請

※平成27年9月8日現在

		前後期	申請者数	栽培面積(a)	出荷計画(kg)	栽培作物数
18.年	1.月	前期	34人	190	42,980	16
	7.月	後期	9人	46.3	13,850	11
19.年	1.月	前期	36人	217	64,010	17
	7.月	後期	19人	73.3	20,260	18
20.年	1.月	前期	34人	208	72,360	22
	7.月	後期	24人	71	23,390	17
21.年	1.月	前期	40人	295	98,280	25
	7.月	後期	40人	255	99,030	20
22.年	1.月	前期	63人	418	116,035	29
	7.月	後期	54人	501		21
23.年	1.月	前期	77人	740		37
	7.月	後期	66人	805		29
24.年	1.月	前期	83人	1159		36
	7.月	後期	75人	899		32
25.年	1.月	前期	86人	1225		43
	7.月	後期	84人	1259		33
26.年	1.月	前期	96人	1366		46
	7.月	後期	91人	1273		37
27.年	1.月	前期	98人	1553		49
	7.月	後期	95人	1376		38

16年 6
17年 24

43人

55人

58人

80人

117人

143人

158人

170人

187人

193人

※大阪府の申請様式変更により削除

大阪版認定農業者数 H27.1月認定含め 162人

22 大阪府認定地産地消農業者 5人 (エコ十年間販売額50万円以上)

23 大阪府認定地産地消農業者 6人

24 大阪府認定地産地消農業者 16人(24年は前後期の延べ人数)

25 大阪府認定地産地消農業者 4人(25年1月0人25年7月4人)

* 国認定農業者 1人

5 食育・食農教育の推進

【事業の内容】

農業振興啓発協議会は農業体験学習等の事業に取組んでいる。

年度	モデル小学校と対象学年	助成額	農業体験学習	期間
平成26年度	英田北小学校			
	英田南小学校	5万円	じゃがいも栽培・収穫体験事業	
	英田北小学校			
	英田南小学校	5万円	稲作体験事業	
	楠根東小学校	5万円	稲作体験事業	

年度	モデル小学校と対象学年	農業体験学習	期間
平成25年度	英田北小学校		
	英田南小学校 他 274人	5万円	じゃがいも栽培・収穫体験事業
	英田北小学校		
	英田南小学校 405人	5万円	稲作体験事業
	高井田東小学校 児童89人	5万円	大根体験事業
	楠根東小学校 117人		稲作体験事業
	ザ・米 50人		田植え、収穫、販売・料理体験

* 営農研究会(農家で組織)に助成を行っている。取組規模に関わらず助成額は一律。

6 農の講習会

貸し農園で野菜等を栽培している市民を対象に
野菜の作り方や農薬の使用について講習会

東大阪市農業振興啓発協議会主催

	開催日	参加者数	開催日	参加者数	開催場所
19 年度	9月5日	38	9月7日	22	市民会館
	2月20日	14	2月21日	13	はすの広場/ 文化会館
20 年度	9月3日	20	9月5日	48	文化会館/市 民会館
	3月13日	40	3月17日	22	市民会館
21 年度	9月9日	43	3月13日	25	くすのきプラザ/ ゆうゆうプラ クリエイション・ コア東大阪
	2月17日	34	2月19日	24	
22 年度	9月9日	44	9月10日	28	市民会館/文 化会館
	3月16日	30	3月17日	37	市民会館
23 年度	10月13日	31	10月14日	22	市民会館
	3月14日	5	3月15日	1	市民会館
24 年度	10月17日	32	10月18日	22	市民会館
	3月14日	25	3月15日	25	市民会館
25 年度	10月21日	8	10月23日	7	市民会館
	3月19日	5	3月20日	7	市民会館

* 26年度は未実施

新規事業等

22 年度	12月10日	農家女性のための農業講習と交流会	10人
	3月3日	市民会館	15人
23 年度	3月12日～ 14日	土作り講習会 JAグリーン大阪	16人
24 年度	3月3日	女性農家の集い JAグリーン大阪	8人
	3月11日～12日	土作り講習会 JAグリーン大阪	12人
25 年度	2月7日	青年農業者先進地視察研修 松阪	19人
	2月27日～3月13日	青年農業者パソコン教室 全3回	9人×3

* 26年度は未実施

7 農協主催の料理教室

(※都市農業活性化事業補助から)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	開催数	補助額	開催数	補助額	開催数	補助額	開催数	補助額
JAグリーン 大阪	6	120,000	6	120,000	6	120,000	6	120,000
JA大阪中 河内	11	331,000	11	330,000	12	275,000	1	20,000

8 平成26・27年度予算比較表(事業予算)

経済部農政課

事業名	平成26年度		平成27年度		補助金
	予算額 千円	事業概要等	予算額 千円	変更点及び事業等	
都市農業活性化農地活用事業	19,500	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤整備 ・農業近代化施設設置 ・市民農園等設置 ・有害鳥獣駆除対策 ・市民とのふれあい(料理教室・イベント)等を補助 ・その他、都市農業の活性化及び農地の保全・活用に必要な事業に災害復旧事業を追加 	33,500	<ul style="list-style-type: none"> 1400万円増額 ・農業生産基盤整備(用排水施設整備事業)の補助率引き上げ ・エコ農産物支援事業の新設 	
ファーム花いっぱい咲かそう運動事業	3,000	景観形成に寄与し、営利目的でないものを対象(改正)	3,000	現状維持 今年度より名称変更	補助金
農業振興検討部会 (東大阪市中小企業振興会議)	192	本市の農業振興施策を検討	192	3回分の開催予算	報酬
農業振興啓発推進事業	4,150	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験事業「THE米」「いも」等 ・ふれあい祭りに参加し、地元産野菜をアピール ・施設園芸支援事業により、廃ビ処理支援を実施 ・地元産野菜・花卉(菊)の啓発事業「地産地食の料理コンテスト」等やファームマイレージ等の事業 	4,150	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験事業「THE米」「いも」等 ・ふれあい祭りに参加し、地元産野菜をアピール ・施設園芸支援事業により、廃ビ処理支援を実施 ・地元産野菜・花卉(菊)の啓発事業 ・ファームマイレージ事業に参加する消費者向け農業体験事業や、事務費等 	補助金
優良農家優良団体表彰事業	45	他の模範と認められる農業者及び団体を表彰する	45	現状維持 消耗品費等	事務費
農産物展示品評会事業	233	優良な野菜・花卉を展示し、審査により成績優秀者を表彰する 市民へのPR	233	現状維持 消耗品費等	事務費
農業共済組合負担金	1,931	法定負担金	1,931	現状維持	
有害鳥獣駆除対策事業	1,645	農産物被害に対し、イノシシの捕獲を大阪府猟友会枚岡支部に委託 備品購入費を増額	2,345	70万円増額 委託料199万(イノシシ135万・アライグマ64万) ・備品購入費(60000)	委託料他
農業者戸別所得補償制度推進事業	2,300	農業者より申請や個別補償事務(国施策は平成25年度より経営所得安定対策)に必要な事務費・通信運搬費・印刷製本費 「地域農業再生協議会」(平成24年度より名称変更)に補助金を交付	2,500		補助金
農政事務費	691	農政事務にかかる需用費、役務費、各種団体に対する負担金、補助金	689	減額 事務管理経費5%削減	
合計	33,687		45,935		

9 ファーム・マイレージ運動について

ファームマイレージ運動とは	平成21年5月に「地域の産業を地域に住む人と共に無理なく守っていく」ことを理念に本格始動。本事業は、消費者目線を尊重した地産地消の推進により、消費者・生産者・実需者が一体となって東大阪市内の農業・農地を守ることを目的としており、具体的には消費者が、市内JAの直売所・朝市で購入したエコ農産物に貼られているラベルを一定数集めると、農地を守ったお礼としてエコ農産物と感謝状が贈呈される仕組みとなっている。 この取組みは、農産物を栽培するには一定の広さの農地が必要で、市内で栽培されたエコ農産物を購入すれば「地元の農地が守られる」＝「地元の農産物を買うことができる機会が増える」事を、消費者に意識してもらうことを目指しており、地場農産物の消費が増えることで農家のエコ農産物への栽培意識がさらに高まり、同時に休耕地・遊休地の解消に貢献するという相乗効果が期待できる。
ラベル表示には、生産者名や生産地（吉田や日下等）生産面積表示 販売店には生産者の紹介の顔写真 朝市（JAグリーン大阪9） 9 直販店（JAグリーン大阪3）（JA大阪中河内2）5 計14店舗	

推進母体 東大阪市農業振興啓発協議会（6団体）

J Aグリーン大阪 J A大阪中河内
大阪府中部農と緑総合事務所 大阪府北部農業共済組合
東大阪市経済部 東大阪市農業委員会 協力 エコ農産物生産者

ラベルはどうしたらもらえるの？	「大阪エコ農産物」もしくは、「JAグリーン大阪推奨農産物」「JA大阪中河内認証農産物」を購入するともらえます 大阪エコ農産物を購入する 【大阪エコ農産物認証基準】 ○農薬・化学肥料の使用量が大阪府下平均の半分以下 ○1品目あたりの栽培面積が100m ² 以上 ○認証対象品目 77品目 ○申請、届出時期 年2回（1月・7月） JAグリーン大阪推奨農産物 JA大阪中河内認証農産物を購入する 【JAグリーン大阪推奨農産物・JA大阪中河内認証農産物・認証基準】 ○農薬・化学肥料の使用量が大阪府下平均の半分以下 ○1品目あたりの栽培面積が100m ² 未満 ○認証対象品目（77品目）以外の農産物については、農薬・化学肥料の使用量が「0」で栽培面積要件は100m ² 以上																														
ラベルを集めるとどうなるの？	【感謝状とエコ農産物が贈呈されます】 JAグリーン大阪でラベル48枚 JA大阪中河内ではラベル50枚を集めると、農地を守ったお礼としてエコ農産物と感謝状が贈呈される仕組みとなっています。																														
さらに感謝状を10枚集めると→	表彰状と地場農産物が贈呈されます。																														
感謝状・表彰状発行状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>【感謝状】</th> <th>【表彰状】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>309枚</td> <td>1枚</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1091枚</td> <td>20枚</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1123枚</td> <td>43枚</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1987枚</td> <td>88枚</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1932枚</td> <td>104枚</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>2262枚</td> <td>162枚</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>1132枚</td> <td>71枚</td> </tr> <tr> <td>のべ</td> <td>9836枚</td> <td>489枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成27年8月現在</td> </tr> </tbody> </table>		【感謝状】	【表彰状】	平成21年度	309枚	1枚	平成22年度	1091枚	20枚	平成23年度	1123枚	43枚	平成24年度	1987枚	88枚	平成25年度	1932枚	104枚	平成26年度	2262枚	162枚	平成27年度	1132枚	71枚	のべ	9836枚	489枚			平成27年8月現在
	【感謝状】	【表彰状】																													
平成21年度	309枚	1枚																													
平成22年度	1091枚	20枚																													
平成23年度	1123枚	43枚																													
平成24年度	1987枚	88枚																													
平成25年度	1932枚	104枚																													
平成26年度	2262枚	162枚																													
平成27年度	1132枚	71枚																													
のべ	9836枚	489枚																													
		平成27年8月現在																													
エコ農産物の売り上げはどうですか？	○フレッシュクラブ（JAグリーン大阪直売所3か所） 地場農産物売上状況 平成20年度を100として 平成26年度185 エコ農産物売上状況 平成20年度を100として 平成26年度644 地場農産物に占めるエコ農産物の売上比率 平成20年度18% 平成26年度64.2%																														

10 フレッシュ・クラブにおけるエコ農産物売上状況(3店舗合計)

直販店におけるエコ農産物売上調査表

(平成21年5月の数値を100として)

(年度合計は21年度を100として)

平成21年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
全体農産物売上	61.4%		134.0%	120.3%	98.8%	68.5%	52.2%	45.1%	68.3%	44.6%	52.1%	56.9%	
内エコ農産物売上	44.9%		209.1%	242.2%	109.9%	60.5%	53.6%	31.7%	45.3%	49.4%	45.5%	52.2%	
エコ農産物売上率	15.9%	21.8%	34.0%	43.9%	24.2%	19.2%	22.4%	15.3%	14.5%	24.2%	19.1%	20.0%	25%

平成22年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
全体農産物売上	63.4%	94.9%	112.5%	107.7%	83.8%	53.8%	53.4%	53.9%	75.5%	53.4%	60.6%	67.3%	98
内エコ農産物売上	92.0%	139.2%	261.5%	283.7%	167.6%	64.8%	107.8%	101.4%	109.4%	111.0%	115.2%	117.3%	160
エコ農産物売上率	31.6%	32.0%	50.7%	57.4%	43.6%	26.3%	44.0%	41.0%	31.6%	45.3%	41.5%	38.0%	41.0%

平成23年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
全体農産物売上	62.0%	96.6%	103.8%	133.4%	109.4%	63.4%	67.7%	52.9%	78.0%	56.8%	60.7%	75.9%	106
内エコ農産物売上	120.4%	218.0%	295.3%	383.4%	235.4%	107.9%	121.9%	108.6%	116.2%	107.1%	102.8%	128.8%	196
エコ農産物売上率	42.4%	49.2%	62.0%	62.7%	46.9%	37.1%	39.3%	44.7%	32.5%	41.1%	36.9%	37.0%	46.0%

平成24年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
全体農産物売上	78.0%	98.7%	132.4%	154.8%	100.6%	67.5%	55.0%	48.5%	91.8%	52.0%	64.7%	79.6%	113
内エコ農産物売上	138.2%	190.4%	379.1%	444.2%	213.5%	131.8%	102.9%	98.8%	162.7%	116.8%	129.1%	136.5%	215
エコ農産物売上率	38.7%	42.1%	62.4%	62.6%	46.3%	42.6%	40.8%	44.4%	38.7%	49.0%	43.5%	37.4%	47.8%

平成25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
全体農産物売上	64.8%	114.6%	127.9%	135.2%	95.4%	64.2%	57.6%	59.9%	103.0%	55.4%	67.5%	86.1%	114
内エコ農産物売上	107.5%	293.0%	421.5%	425.5%	216.3%	120.1%	115.1%	139.9%	225.4%	132.8%	158.7%	148.4%	240
エコ農産物売上率	36.2%	55.8%	71.9%	68.6%	49.4%	40.8%	43.6%	50.9%	47.7%	52.3%	51.3%	37.6%	52.9%

平成26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
全体農産物売上	77.3%	126.1%	141.1%	145.6%	115.6%	91.9%	71.6%	60.9%	97.8%	56.2%	71.7%	89.8%	127
内エコ農産物売上	160.2%	313.3%	496.2%	512.4%	318.7%	229.6%	208.9%	164.3%	235.4%	197.2%	275.4%	259.1%	323
エコ農産物売上率	45.2%	54.2%	76.7%	76.8%	60.1%	54.5%	63.6%	58.8%	52.5%	76.5%	83.8%	62.9%	64.2%

平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
全体農産物売上	77.6%	134.2%	160.9%	159.9%	128.5%	75.6%	74.2%						
内エコ農産物売上	235.8%	430.3%	559.6%	534.8%	355.5%	192.8%	204.0%						
エコ農産物売上率	66.3%	69.9%	75.8%	729.0%	603.0%	55.6%	59.9%						67.6%

11 都市農業活性化及び農地活用事業補助金制度について

制度について	本制度は、平成10年度に本市の農業者・農業団体などに対して、都市農業の活性及び農地の活用への補助を行うことにより、農業経営の安定及び農地の保全活用を図り、本市の都市における農業の活性化を目的に設置された。
平成27年度の拡充事業	<p>【農業用排水施設整備事業】 対象:農業用水利施設(水路、用排水管、井戸等の改修) ○(生産緑地法)良好な都市環境の確保、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る。30年間営農が基本 ○(相続税法:相続税納税猶予)農業経営を継続する相続人を税制面から支援する。但し終身営農が基本 こういった農業の継続を支援する国の制度・国民の権利を守る上で、農業生産の基盤となる用排水施設整備事業は公共性が極めて高いものであり、市内水利団体の資金運営が年々困難さが増すもと、市の一層の支援が必要となり、経年劣化・老朽化により損傷の激しい水利施設から、農業用井戸利用への切り替えを促進を図るため、補助率(50%→80%補助)を引き上げを実施(限度額300万円は据置)。</p> <p>【エコ農産物栽培支援事業】 対象:1. エコ農家であること。2. エコ農産物生産に欠くことのできない資材であること。 補助率 事業費の50%以内 限度額5万円 消費者の求める、エコ栽培を行うには、余計な労力・経費・手間がかかるため、それを支援していく。 個人給付ではなく、減農薬・減化学肥料の農産物の栽培を支援することにより、環境を守り、「安心・安全な農産物を食べたい」という消費者ニーズに応えていくもの。</p>
昨年度の申請状況	(参考:平成26年度予算額 19,500千円 平成26年度決算額:全事業執行額 43件 17,257千円)
今後の方針	市民・消費者と農家が共になって市内農業を守り育てていく観点から、消費者と共に進行する事業、定年帰農者・青年農業者・農家女性への支援事業、農空間保全・耕作放棄地解消事業、農家の生産労力軽減に関する補助など、柔軟に対応できる実効性のある事業内容を拡充し、一層の農業振興を図る必要がある。

12 花とみどりいっぱい運動 (市政マニフェスト事業)

*平成27年度より事業名を「ファーム花いっぱい咲かそう運動」に変更

経過及び現状	経過について 本制度は、平成17年度から市内の農地で休耕地などに対し、景観形成をすすめており、その為の花とみどりいっぱい運動事業の支援を行っている。この事業は休耕地になった農地や遊休化した農地に、ゴミ等の不法投棄の抑制を行い、農地の荒廃を軽減し、環境保全を保つ効果をもたらすものである。（エコ米生産者も対象とする）平成24年度より、補助率・補助限度額を拡充。国が進める環境保全型農業直接支援対策にも適応できるよう、実施基準を変更。											
	現状について (1) 本制度における補助事業の目的区分及び執行額 <table> <tr> <td>(平成23年度 予算額3,000千円</td> <td>件数 4件</td> <td>執行額 198千円)</td> </tr> <tr> <td>(平成24年度 予算額3,150千円</td> <td>件数 8件</td> <td>執行額1,017千円)</td> </tr> <tr> <td>(平成25年度 予算額3,000千円</td> <td>件数 8件</td> <td>執行額 961千円)</td> </tr> <tr> <td>(平成26年度 予算額3,000千円</td> <td>件数20件</td> <td>執行額2,021千円)</td> </tr> </table> (2) 平成27年度予算額 3,000千円 平成25年度より、対象農地を休耕地やエコ米生産農地に限定せず、景観形成事業や、環境保全型農業に参加される農家・農地を対象とし、事業の推進を図りたい。	(平成23年度 予算額3,000千円	件数 4件	執行額 198千円)	(平成24年度 予算額3,150千円	件数 8件	執行額1,017千円)	(平成25年度 予算額3,000千円	件数 8件	執行額 961千円)	(平成26年度 予算額3,000千円	件数20件
(平成23年度 予算額3,000千円	件数 4件	執行額 198千円)										
(平成24年度 予算額3,150千円	件数 8件	執行額1,017千円)										
(平成25年度 予算額3,000千円	件数 8件	執行額 961千円)										
(平成26年度 予算額3,000千円	件数20件	執行額2,021千円)										
課題及び問題点	(1) 課題について 農家の手による農地を利用した農空間がより一層市民に親しまれるよう、また美しいまちなみを創出するような改善が必要である。 また、市政マニフェスト事業では、里山保全の観点からの検討が求められている。 (2) 問題点 平成23年度実績が急激に減少したが、24年度は増加に転じている。市全体の農地が減少する中、休耕地対策だけでなく、景観形成、減化学肥料として、環境に配慮した農業への支援事業と位置付け、より実効あるものにする必要がある。											
今後の方針	国が進める環境保全型農業直接支援対策にも適応できるよう、実施基準を変更し、平成25年度では、対象農地を休耕地やエコ米生産農地に限定せず、景観形成事業や、環境保全型農業に参加される農家・農地を対象とし、マニュヒエスト事業として推進をしてきたが、26年度は実施基準を改善して（同一農地の補助は1年度2回までに改正）、より事業の推進を図りたい。											

花とみどりいっぱい運動事業 ※都市農業活性化及び農地活用事業補助から

年度	申請者数	栽培面積	補助額	花の種類
平成19年度	19人	30,110m ²	1,498,000円	レンゲ、菜の花、コスモス
平成20年度	28人	28,001m ²	2,530,000円	レンゲ、菜の花、コスモス
平成21年度	31人	46,281m ²	2,268,000円	レンゲ、菜の花、コスモス
平成22年度	23人	31,961m ²	1,592,000円	レンゲ、菜の花、コスモス
平成23年度	4人	4,017m ²	198,000円	菜の花、コスモス
平成24年度	8人	17,027m ²	1,017,000円	レンゲ、菜の花、コスモス
平成25年度	8人	16,345m ²	961,001円	レンゲ、菜の花、コスモス
平成26年度	20人	43,304m ²	2,021,000円	レンゲ、菜の花、コスモス

13 平成26年度 第48回東大阪市農産物品評会

	各賞	展示野菜の部	展示花きの部	立毛野菜の部
最優秀賞	東大阪市長賞			
	河内国一之宮枚岡神社賞			
優秀賞	大阪府知事賞	26年度6/27(金) 総合 庁舎1階 ロビー 出品 93点 農家数 46	26年度11/21(金) 総合 庁舎1階 ロビー 出品 16農家 58点 * 大阪中河内農協賞はなし 25年度 6/14(金) 総合 庁舎1階 多目的ホール 出品 46農家 92点	26年度 12/9(火)10(水)12(金) 開催 市内各ほ場 出品 57農家 77点 25年度 12/3(火)~12/5(木) 開催 市内各ほ場 出品 52農家 71点
	東大阪市議会議長賞			
	東大阪市農業委員会会长賞			
	グリーン大阪農業協同組合組合長賞			
	大阪中河内農業協同組合組合長賞 *展示花き除く			
	東大阪市エコ農産物推進協議会会長賞			
	大阪府農業協同組合中央会会长賞			
	全国農業協同組合連合会大阪府本部府本部長賞			
	中河内地区農業委員会連合会会长賞			
	大阪府北部農業共済組合組合長賞			
優良賞	東大阪市長賞 (出品状況により選数は変動)			

平成26年度 東大阪市農業関係表彰式

	優良農業団体 10団体	平成26年度は27. 2. 28(土) クリエイターズプラザで開催 平成25年度は26. 3. 9(日) 総合庁舎 18階大会議室で開催 平成24年度は25. 3. 8(金) クリエイターズプラザで開催
	優良農業者 10農家	
	東大阪市農産物品評会	

14 東大阪市農業振興啓発協議会の取組み

(構成団体) JAグリーン大阪 JA大阪中河内 大阪府北部農業共済組合
大阪府中部農と緑の総合事務所 東大阪市農業委員会
東大阪市経済部農政課:事務局

□農業振興啓発協議会では、ファームマイレージ運動をはじめ以下の事業に取組んでいます。

* 下線は連携団体等を表示

○農業体験事業

(小学校対象)のべ6小学校を対象に実施
じゃがいも栽培・収穫体験、稻作体験、大根体験事業
當農研究会(農家で組織)が講習

○地産地食の収穫体験事業

H27.3月 第4回目を実施
市内などでパンの製造販売を行う鳴門屋製パン株はJAグリーン大阪直売所を通じて仕入れたエコほうれん草入り食パン「ポパイラウンド」をH23から製造販売
このパンにはファームマイレージ運動のタグが付いており、タグを集めた消費者を対象にイベントを開催
(畠で生産者・パン生産者の説明、食材のほうれん草の収穫体験・実食など)

○地場野菜を使った料理コンテスト(平成25、26年度実施)

第1回「地産地食の鉄人」料理コンテスト
H25.4月 市政だより、市内小学校5・6年生に案内書配布
H25.6月 予選会
H25.7月 決勝大会 会場:JAグリーン大阪・フレッシュクラブ料理室
優勝メニューはフランス料理店「ふれんちん」メニューとして1ヶ月間提供
(ファームマイレージ運動に参加:在花園商店街)

○米の栽培・収穫・加工・販売体験事業「THE 米」

H25.5月 市政だより H25.6月 田植え
H25.10月 稲刈り・収穫 H25.11月 加工・販売体験
加工講師はフランス料理店「ふれんちん」シェフ
販売体験はJAグリーン大阪・フレッシュクラブ

○農の講習会「野菜栽培と病害虫防除」(平成26年度未実施)

(貸農園利用者対象)農薬の安全使用と野菜栽培
10月、3月に合計4回開催 講師:大阪府中部農と緑の総合事務所技師

○担い手、後継農業者の育成・支援事業 (平成26年度未実施)

第2回「青年農業者 先進地視察研修会」
平成26年2月 三重県・松阪市
後継者の栽培技術の向上とニーズにあった新たな経営改善と、後継者同士の交流
(参加者:青年農業者、各JA営農指導員、大阪府の普及員など約20人)

○農家女性のための交流会事業 (平成26年度未実施)

趣旨・農業技術と知識の向上
・男女平等・男女共同の経営の実践
・安全、安心、地産地消への貢献
第1回 平成22年12月20日 JAグリーン大阪本店
第2回 平成23年 3月 3日 イコーラム研修室
第3回 平成25年 3月21日 クリエイターズプラザ研修室

○菊の啓発事業

都市化が進んでいる中で、玉串の若手菊農家が時代に応じた花作りに取り組んでいるが、その中でも「ピンポン菊」を全国に向けたブランド品として確立するために、市民向けに啓発活動をおこなった。

(菊花を使ったデザインフラワー展示会)

とき 平成22年12月13日(月)から17日(金)

ところ 布施駅前夢広場 リージョンセンター内 対象者 一般市民対象

とき 平成23年11月28日(月)から12月5日(月)

ところ 関西国際空港国際線到着ロビー 対象者 一般市民対象

協力者 大阪テクノホールティー園芸専門学校の生徒

(菊を使ったアレンジメント教室の開催)

市内で歴史ある玉串の菊の啓発事業

玉串花卉生産組合と連携して事業を実施

平成25年11月 市政だより

12月 開催

(平成22年度より実施)

○大人のための農業体験プログラム「いも」

H27.4月 市政だより H27.5月 苗植え・安納芋

H27.10月 芋ほり・収穫・酒造会社へ芋搬入

H28.5月 試飲会(予定) (平成26年度より実施)

15 有害鳥獣捕獲対策事業について

経過	平成12年9月ころから生駒山ろくに出没しはじめており、水稻や野菜等の農産物の被害が出たことにより平成13年度から捕獲を継続して実施している。現在、大阪府第11次鳥獣保護計画(H24.4.1からH29.3.31)に基づき捕獲数の許可を得て捕獲していますが、被害収拾には至っていません。人的被害が及ぶことも考えられますので今後も捕獲を継続し被害減少するよう大阪府獣友会枚岡支部へ継続捕獲依頼をしている。 また、市内全域にアライグマ(特定外来生物)や有害鳥獣等の出没情報も増加している。 農政課として農産物被害防止を図る事が原則であるが、一般市民にも捕獲の協力としてオリの貸出しや、有害鳥獣捕獲許可(府移譲事務)を行っている。
組織連携	大阪府環境農林水産部動物畜産課、野生動物グループ 大阪府中部農と緑の総合事務所・緑地整備課 中河内地区イノシシ被害対策連絡調整会(*H23～活動実績無) 枚岡警察署
捕獲依頼先	公益社団法人大阪府獣友会枚岡支部
捕獲体制	本市では、平成13年度より枚岡警察署所管地においてイノシシの被害がでており大阪府獣友会枚岡支部に、特定鳥獣保護管理計画に基づいてイノシシの捕獲を委託依頼している。
現状	平成19年度大阪府が「大阪府イノシシ保護管理計画による第10次鳥獣保護事業計画」が策定され、それに基づき捕獲推進による農林業の被害の軽減を図られることになりました。東大阪市、八尾市をはじめとする生駒山系の鳥獣保護区域での被害が大きく大阪府の指導により平成21年度には東大阪市の捕獲制限頭数が100頭から150頭になりました。 主な要因は、イノシシの主食であるどんぐり等が豊作で増加していると推測されますが、継続した捕獲によりイノシシが減少し、その結果農作物被害対策に成果があると考えております。
捕獲実施に伴う周知	市民の安全を考慮して捕獲期間等のPRを行っています。 ・市政だよりによる捕獲開始時期の掲載(10.1号/12.15号) ・地元自治会及び同小学校、中学校への児童・生徒、保護者へのチラシ配布。(10/1付、12/1付) ・ハイキングコース等に捕獲区域内へ「侵入危険」「ワナあり」「イノシシ注意」等の看板や張り紙を掲示
課題及び問題点	市内全域で市民からアライグマ・ヌートリア(特定外来生物)・イタチ・カラス・サル等の出没に関して農業とは直接関係がない苦情が多く、農政課では対応に苦慮している。 そのため、市として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律やその他関連法令に基づき早急に対応する組織を構築する必要がある。
委託金額	17年度1,400千円 18～20年度各1,360千円 21年度1,250千円 22年度1,150千円 23～27年度1,350千円
出動回数	23年度出動隊数114回 24・25年度出動隊数112回 26年度出動隊数96回
捕獲頭数	平成26年度捕獲頭数101頭 H25年度捕獲頭数83頭 H22年度～24年度の捕獲頭数150頭 h17(60頭) h18(70頭) h19(42頭) h20(50頭) h21(138頭)
捕獲後処理	原則は水走焼却場で焼却している・・・焼却数は水走焼却場に確認

* 東大阪・八尾・柏原・中部農と緑の総合事務所・農業関係団体・狩猟関係団体

【くくりわな・捕獲檻設置数 わな50 檻9】

イノシシ捕獲にかかる肉の有効利用についての問題点

○イノシシの肉の有効利用につきましては、イノシシ解体する施設が必要であり、その肉が食肉として適しているか保健所の食肉検査が必要とします、またその肉が商品価値があり消費者に提供できるものか。そのようなハードルが色々あるようにおもいます。

* 現在、野生鳥獣肉の衛生・品質管理の国統一基準がなく、各都道府県の対応に委ねられている状況にあります。

「農業振興検討部会」の設置について

設置理由・目的

本市の農業が抱える課題

本市農業においては、農家の高齢化が進み、技術力・生産意欲が高いものの、作りたくても年齢・体力的に限界に近づきつつある中で、都市農業においては農地を維持・継承していく上で、相続による農地の細分化、相続税納税のための物納、さらには、固定資産税などの税負担への対応は、都市農家が抱える課題となっている。農業後継者、担い手の継承・確保を図り、いかに都市農業を維持・守っていくか、各自治体の果たす役割が益々重要になってきている。

都市農業として、生産者と消費者を繋ぎ、生産者には市民・消費者に新鮮・安全・安心の農産物を、今後も継続して提供し、消費者ニーズにタイムリーに対応できる環境を創りだし、市民・消費者には本市農業への意識・関心を高めてもらう。食育関係の事業との連携も大切にしながら、生産者・市民・消費者が共になって地場農業を持続的に守り育てていくことを、目的とした支援等の事業が必要であると考える。

第1期「農業振興検討部会」からの提言の具体化・実践を

①ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる拡充・発展と、本市の農の魅力をアピール

平成21年のファームマイレージ運動始動により、元の農産物をその地域の人が購買・消費し、市内農業への意識を高め、生産者と共に地場農業を守っていく取組は、大阪エコ農産物の栽培認証件数が府下で1位を占める様に、非常に有効で成果が見られる。本市の農業振興啓発協議会が取組む、農業振興啓発事業では、子供・保護者を対象とした、食育の実践となる農業体験事業や、大人向けの農業体験プログラムの取組みなど、都市農業に理解と関心を高めるものとなっている。

これらの事業を柱に、今後は、市民・消費者への本市農業への理解と周知を、より広め、高める事業の構築が求められる。

②防災農地制度の確立・推進

農空間は景観、防災、環境などの多面的な機能を有する貴重な存在であり、農地の保全・景観形成をめざすとともに、災害時の避難空間、仮設住宅・資材置き場として使用できる防災農地を広める必要がある。

③援農ボランティア、農家サポートーバンクシステムの構築

高齢化やケガ・病気により定植時期、収穫時期、出荷時期等に農作業が困難になる農家が増加するもと、都市農業に関心があり農家の手助けをしたい市民・消費者と、生産者の双方が、有効に農家・農業を支援するシステムの構築により、生産者と市民・消費者が農に携わり、農地を守り・農を育てる施策が今後、重要である。

その活用がより有効なものにするためには、農家への支援を希望する農家サポーターの技術レベルの向上が不可欠であり、そのための講座を開設することにより、援農希望者の育成を図る必要がある。

新たな課題

都市農業振興基本法の成立

人口減少社会や高齢化が進み、都市農地に対する開発、宅地化の圧力が弱まる一方で、農業・農地のもつ多様な機能・役割が都市農業振興基本法の成立に示されるように、都市農業の再生が期待される状況が生まれている。
基本理念を定め、都市農業の振興に関する施策を総合的にかつ計画的に推進することになる。

TPP協定大筋合意による本市農業への影響

米は生産コストに見合う販売価格が維持されるのか、野菜は関税撤廃により、生産者・農地の減少をもたらすのか。安価な輸入产品により、駆逐されてしまうのか。

輸入農産物・食品の増加、日本農業の衰退が進めば、本市の農地の減少が更に加速されることにはならないか。
食育・農業体験事業や地産地消運動を進める基盤そのものが崩壊しないのか。

課題の解決、振興にむけ部会を設置し、検討を行う



検討テーマ

1. 都市農業振興基本法の成立を受けて、本市の振興計画、施策の策定

本法の理念、概要の理解を深め、部会の共通の認識をする

□国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務

□政府は都市農業振興基本計画を策定し、公表

□地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表

2. TPP協定による、本市農業の影響を検討し、本市農業の振興施策を検討する

国・府が進める、認定農業者、6次産業化、地産地消の推進とTPP協定との矛盾が今後どう顕在化するのか。地域の都市住民と共に農地の保全、体験農業、食育事業などをどう推進するか

3. 第1期農政に関する部会の提言内容について、具体を検討する

①ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる拡充・発展と、本市の農の魅力をアピール

②防災農地制度の確立・推進

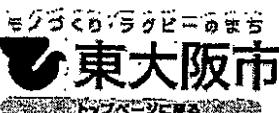
③援農ボランティア、農家サポートーバンクシステムの構築

Web 番号登録 [16200] : 生産技術を学びたい学生【募集中】と少しだけ手伝って欲しい生産者のマッチングをしています

[閉じる](#)

プレビュー用URL（下記URLを文書管理システムに必ず記載してください。）

https://cms.city.higashiosaka.lg.jp/kanri/seisaku/web_confirm/contents_detail.php?frmId=16200&hcd=5e1f128ae6



本文へ English / 한국 / 中文 携帯サイト サイトマップ



サイト内検索

次ページ 前ページ 後ページ 最大

くらし	子育て・教育	健康・医療 福祉	住まい 都市づくり	文化 スポーツ・人権	産業 ビジネス	市政	市の紹介	みどころ
-----	--------	-------------	--------------	---------------	------------	----	------	------

現在の位置 [トップ](#)

生産技術を学びたい学生【募集中】と少しだけ手伝って欲しい生産者のマッチングをしています

[2015年10月28日] ID:16200

SNSリンクは別ウインドウで開きます。 [シェア](#) [Bookmark](#) [twitterでツイートする](#)

「ひっしのばっちで紡ぐ農(モノ)づくり」

東大阪をはじめとして、都市農業において農地を維持していく上で特に問題となっているのが、担い手不足と技術継承です。現に東大阪市内で営農しているのは70年代前後の高齢生産者が多く、そのご子息はサラリーマンなどをされている兼業様態がほとんどを占めています。高齢生産者が何らかの原因で農業生産活動が出来なくなつた場合、ご子息が農業生産を継承するとは限りません。その場合、農地がなくなるだけでなく、大規模産地と異なる消費地近郊農業特有の栽培技術も消え去ってしまいます。同時に、消費者は自分の目で見える畑で作られる「安心できる農産物」を購入する機会を失ってしまいます。(東京都のアンケート調査では、住民の85%の方が「都市部に農地を残したいと思う」と答えています)

高齢生産者の多くは、良いものを作り消費者に安心して食べてほしい、自分は農の職人として農業を続ける、自分の健康のために、などさまざまな理由で農業を続けたいと考えています。一方で、加齢により思うように体が動かないため、誰かに助けてほしいという願望も持っています。しかし、誰でもいいから助けて欲しいわけではなく、農業の基礎的知識や農業への想いを持っている人に助けて欲しいと考えています。

こういった背景を踏まえ、担い手不足と技術継承という問題を解決し、同時に、消費者が食べたいと思う「安心できる農産物」を将来にわたって担保するため、『農業生産者のご子息で、農業を職にしようと思っている学生、もしくは農業を職にするかどうか迷っている学生』と、『高い栽培技術を持つ東大阪市の高齢生産者』のマッチングを開始します！！(イメージイラストは下方PDFを参照)

マッチングのメリット

- 生産者は、少しの人手で昔と同じ量もしくはそれ以上の農産物の栽培が可能になります。
- 参加する学生は、授業のない好きな時に農作業のお手伝いをしながら農業技術を学び、同時にその畑の一角で自分の思うような栽培にチャレンジ、場合によっては出来た農産物の販売にもチャレンジし、実践マーケティングを通して東大阪市の消費者とコネクションを構築できます。
- 消費者は、一昔前と同様に、目に見える畑で生産された「安心できる農産物」を購入できます。

また、将来、参加した学生が生産者(U・J・Iターンを含む)となって、それぞれの畑で「Made by Higashiosaka」の野菜を生産し、活動期間中に繋がった東大阪市の消費者に農産物を供給することで(例え東大阪市の農地が減少した場合でも)、消費者の「安心できる」というニーズを満たす農産物の購入機会もさらに増え、生産者となった学生の経済的安定にも寄与できる仕組みにもなっています。

都市農地での生産力の維持・向上が図られ、少量多品目栽培や軟弱野菜など消費地近郊農業特有の技術を未来ある若者に引き継ぎ、結果として東大阪市の農地が守られるという新たな形の、未来投資型の都市農業活性化スタイル『ひっしのばっちで紡ぐ農(モノ)づくり』を東大阪市農業振興啓発協議会(東大阪市経済部農政課事務局)が運営・コーディネート・サポートします。

- 求める学生 農業生産者の子息で、将来的に農業をやろうという意志がある、もしくは農業をするかどうか迷っている人で、かつ、学校の授業を最優先でき、東大阪市内外を問わず、大阪近辺に住み東大阪市の農地まで通える人。
- 求める生産者 東大阪市内の生産者で、少しの人手があれば生産維持もしくは生産拡大が可能であり、かつ、これまでに培った生産技術を教えることができ、学生のために少しの生産チャレンジ圃場を提供できる人。

- ・活動サポート 東大阪市農業振興啓発協議会が、あらかじめ両者のニーズを把握し、学生・生産者をマッチングします。その後は、農作業したい、手伝って欲しい等の連絡を直接とりあい、無理のない程度の頻度で農作業を行い、場合によっては出荷・販売を行います。販売に関して依頼があれば、東大阪ふれあい祭でのブース設置や市内レストラン等への斡旋サポートを協議会が行います。

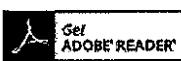
※ 一般社会人等の援農ボランティア希望者は、「[大人のための農業体験プログラム『いも』](#)」を通じてマッチングを行っています(クリックすると別ページへ移動)

ひっしのばっちで紡ぐ農(モノ)づくりのイメージイラスト

活動イメージ

 [活動イメージ \(サイズ: 279.47KB\)](#)

活動イメージ



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード(無料)してください。

【お問合せ・ご相談】

この取組や援農などに関するお問合せ・ご相談は、東大阪市農業振興啓発協議会事務局の東大阪市経済部農政課までご連絡ください。

電話: 06-4309-3180

お問合せ

東大阪市経済部農政課

電話: 06(4309)3180 フax: 06(4309)3846

[お問合せフォーム](#)

[サイトマップ](#) | [本庁舎へのアクセス](#) | [東大阪市エリアマップ](#) | [市ウェブサイトについて](#) |

[ページの先頭へ戻る](#)

東大阪市役所 〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話: 06-4309-3000(代表)

Copyright © Higashiosaka City. All Rights Reserved.